	第百四十七条	（文書送付の嘱託）の規定により提出され、又は送付された文書その他の物件の取調べを受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における電子調書について準用する
	第百四十九条の二第一項	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで
		最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製
	第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書
	第百四十九条の二第二項	電磁的記録の複製
	第百四十九条の四	から第百三十九条まで
		第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）、第百四十五条
		文書の写し」とあるのは「電磁的記録の複製
		第百三十九条中「書証の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第百四十八条
	第百五十一条	、第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の規定は、提示又は送付に係る検証の目的の検証を受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における電子調書について準用する
		当該電磁的記録
		書面をいう
		証拠説明書
		電磁的記録を記録した記録媒体
		、第百三十八条
		第百四十五条
		文書の写し」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体
		第百四十八条
		準用する

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。